

農業・林業との比較

農林水産省が実施している多面的事業の比較

事業名	補助率	地方負担	主な支援内容	文化の継承、教育・学習等
多面的機能支払交付金 (農) (27概算決定額:483億円)	H27.4.～法律補助 定額 (資機材を含む)	有り (都道府県・ 市町村が 1/2を負担)	○農地維持支払 ・水路の泥上げや農道の路面維持等 地域資源の基礎的保全活動	×
			○資源向上支払 ・水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観 形成等地域資源の質的な向上を図る保全活動	○
森林・山村多面的機能発 揮対策交付金(林) (27概算決定額:25億円)	予算補助 定額 (資機材を含む)	任意 (義務 負担なし)	○地球環境保全タイプ ・里山林景観を維持するための景観保全・整備 活動 ・侵入竹の伐採、除去等	×
			○森林資源利用タイプ ・森林資源活用のための樹木の伐採、搬出等	×
			○森林機能強化タイプ ・路網や歩道の機能強化、鳥獣害防止施設の改 良等	×
			○教育・研修活動タイプ ・森林を利用した環境教育や研修活動	△(森林環境 教育)
水産多面的機能発揮対 策(水) (27概算決定額:28億円)	予算補助 定額 (資機材を含む)	任意 (義務 負担なし)	○国民の生命・財産の保全 ・国境監視、海難救助、水域監視	×
			○地球環境保全 ・藻場・干潟等の保全	×
			国民の生命・財産の保全及び地球環境保全 に関連し、その効果を高める教育・学習	○(上記に 関連した教 育・学習)

多面的機能支払制度の概要

【平成27年度概算決定額 48,251 (48,251) 百万円】

多面的機能支払交付金
45,299 (45,299) 百万円

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援。

○ 農地維持支払

【対象者】

農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

○ 資源向上支払

【対象者】

農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 地域資源の質的向上を図る共同活動
（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等）
- ・ 施設の長寿命化のための活動



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動



ため池の外来種駆除

◎ 単価表（単位：円/10a）

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※2, 3 〔施設の長寿命化のための活動〕	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※2, 3 〔施設の長寿命化のための活動〕
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑※4	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔農地・水保管理支払の5年以上継続地区等は、②に75%単価を適用〕

※1：②の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新

※3：①、②と併せて③の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域は、③（都府県の田：4,400円/10a等）が加算され、②に75%単価を適用

※4：畑には樹園地を含む

【多面的機能支払推進交付金】 2,952 (2,952) 百万円

都道府県、市町村及び地域協議会による事業の推進を支援

森林・山村多面的機能発揮対策

【平成27年度予算概算決定額 2,500(3,000)百万円】

背景

森林の有する多面的機能の発揮には、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠だが、地域住民と森林との関わりが希薄化し、適切な森林整備等が行われていない箇所が見られる。

事業

地域住民、森林所有者、自伐林家等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の利活用、森林環境教育・研修活動など、以下の取組を支援。
 ・補助率：定額 ・1活動組織当たりの交付上限額：500万円

〔事業の内容〕

地域協議会：都道府県、市町村、学識経験者、関係団体等で構成

国

〔交付金〕

交付金の管理、活動組織の持続的な体制を支援

森林のマッチング

森林整備実施の合意がとれた森林を活動組織に紹介

安全研修等の実施

活動組織が必要とする安全研修等を実施

資機材貸与

活動組織が必要とする資機材の貸し出しを実施

活動組織：地域住民、森林所有者、自伐林家等で構成

支援対象となる活動組織の活動内容例

地域環境保全タイプ



里山林景観を維持するための活動
(16万円/ha)



侵入竹の伐採・除去活動
(38万円/ha)

森林資源利用タイプ



しいたけ原木などとして利用するための伐採活動
(16万円/ha)

教育・研修活動タイプ



森林環境教育の実践
(5万円/回：年度内の上限12回)

森林機能強化タイプ



路網の補修・機能強化等
(1千円/m)

機材及び資材の整備：教育・研修活動タイプを除く上記活動の実施に必要な機材及び資材の整備(1/2以内)

評価検証事業受託者：民間団体

上記の活動の評価・検証等

活動の成果の評価・検証

地域協議会、活動組織等を集めた報告・意見交換会

水産における多面的機能の法律上の位置付け

○水産基本法(第32条)

(多面的機能に関する施策の充実)

第32条 国は、水産業及び漁村が国民生活及び国民経済の安定に果たす役割に関する国民の理解と関心を深めるとともに、水産業及び漁村の有する水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

○内水面漁業の振興に関する法律

(基本理念)

第2条 内水面漁業の振興に関する施策は、内水面漁業が水産物の供給の機能及び多面的機能を有しており、国民生活の安定向上及び自然環境の保全に重要な役割を果たしていることに鑑み、内水面漁業の有する水産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮され、将来にわたって国民がその恵沢を享受することができるようにすることを旨として、講ぜられなければならない。

(定義)

第3条 この法律において「内水面漁業」とは、内水面における水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

2 この法律において「多面的機能」とは、生態系その他の自然環境の保全、集落等の地域社会の維持、文化の伝承、自然体験活動等の学習の場並びに交流及び保養の場の提供等内水面漁業の生産活動が行われることにより生ずる水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。

3 この法律において「内水面漁業者」とは、内水面漁業を営む者をいう。

(国の責務)

第4条 国は、第二条の基本理念(次条において単に「基本理念」という。)にのっとり、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(多面的機能の発揮に資する取組への支援等)

第21条 国及び地方公共団体は、内水面漁業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、内水面漁業者が行う多面的機能の発揮に資する取組に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

農業における多面的機能の法律上の位置付け

○食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）

（多面的機能の発揮）

第3条 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

（国の責務）

第7条 国は、第2条から第5条までに定める食料、農業及び農村に関する施策についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食料、農業及び農村に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、食料、農業及び農村に関する情報の提供等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

○農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

（目的）

第1条 この法律は、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、これを推進するための措置等について定め、もって国民生活及び国民経済の安定に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 農業の有する多面的機能は、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、食料その他の農産物の供給の機能と一体のものとして生ずる極めて重要な機能であることを踏まえ、その適切かつ十分な発揮により、将来にわたって国民がその恵沢を享受することができるよう、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るための取組に対して、国、都道府県及び市町村が相互に連携を図りながら集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その発揮の促進が図られなければならない。

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に当たっては、その発揮に不可欠であり、かつ、地域における貴重な資源である農用地の保全に資する各種の取組が、長年にわたって農業者その他の地域住民による共同活動により営まれ、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たしてきているとともに、農用地の効率的な利用の促進にも資するものであることに鑑み、当該共同活動の実施による各種の取組の推進が図られなければならない。

農業における多面的機能の法律上の位置付け(続き)

○農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（続き）

（定義）

第3条 この法律において「農業の有する多面的機能」とは、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。

林業における多面的機能の法律上の位置付け

○森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）

（森林の有する多面的機能の発揮）

第2条 森林については、その有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能（以下「森林の有する多面的機能」という。）が持続的に発揮されることが国民生活及び国民経済の安定に欠くことのできないものであることにかんがみ、将来にわたって、その適正な整備及び保全が図られなければならない。

2 森林の適正な整備及び保全を図るに当たっては、山村において林業生産活動が継続的に行われることが重要であることにかんがみ、定住の促進等による山村の振興が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前二条に定める森林及び林業に関する施策についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、森林及び林業に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。